

鳥取市緑のまちづくり基本方針（案）について

【1】方針設定の目的

本方針は、本市が昨年開催した第30回全国都市緑化とっとりフェアを契機に緑のまちづくりをさらに推進するため、都市における「緑」の役割や機能及び本市の実態に照らして重視すべき効果を抽出し、それらに対する本市の取り組み方針を示すものです。

この方針を元に、本市の緑に関するまちづくりの手法を具体的に提案し、市民との協働により実現を図っていきます。

【2】「鳥取市緑の基本計画」との関係について

本方針は、緑の基本計画を「緑」の役割や機能、効果等の定義の面から再構築し、具体的な行動計画につなげるためのものです。

本方針に照らし、「緑」に関わる各種の取り組みの目的や効果について市民への説明に努め、緑のまちづくりを推進します。

【3】「緑」の機能の分類と重視すべき効果

（1）環境保全や環境負荷の低減に関する機能

① 人間の生活圏の中での他の生物の生息環境の確保

生物の生活の上で必要な緑のネットワークの形成を考慮します。連続していることの必要性については対象とする生物により異なりますが、可能な範囲で多様性を考慮します。

② エネルギー消費量の削減

建物の一部の緑化による冷房電力の節減効果等を考慮します。

③ 市民の快適性の確保

緑陰の形成による、熱中症の防止の効果等を考慮します。

（2）緑との触れあいに関する機能

① 市民の緑に接する機会の確保

市民ができるだけ公平に緑に接する機会が得られる公園、緑地、ポケットパーク等の配置を考慮します。

② 市民等による利活用の促進

各世代の市民等による休憩、運動、自然学習、農業・林業体験等の利用の状況、及びその促進の可能性を考慮します。

③ 市民との協働まちづくりの促進

身近で効果を実感しやすく、またコミュニティの維持の効果の見込まれる協働によるまちづくりとして、地域の方による自主的な維持管理の取り組み及びその促進の可能性を考慮します。

(3) 景観や風致に関する機能

① 鳥取市域の景観イメージ向上

名所旧跡、主要な道路、公共交通の結節点等の周辺景観の一部となっており、本市を訪れる多くの方の目に触れることを考慮します。

② 歴史的な地域資源の保全

外部の方の目に触れる機会は少ない地域においても、地域の歴史上意味のある景観を形成していることについて考慮します。

(4) 安全・安心・防災に関する機能

① 災害時の避難場所の安全確保

災害時に避難場所となる公園、避難経路となる道路等において緑が避難する市民を倒壊、延焼等から守る効果を考慮します。

② 傾斜地等の安全確保

傾斜地への根を張る樹種の植樹等による崩壊防止の効果を考慮します。

【4】市としての取り組み方針

上記の重視すべき効果の発現の見込みによる優先順位を考慮しつつ、また同様に市民の生活の向上を目指す各政策との間でのバランスを図りながら、以下の内容に取り組みます。

① 市民の取り組みについて

市民の公的な空間の緑化に関する取り組みを、資材の支給、道具の貸与、専門家の派遣等により支援します。

② 市の施設について

市の施設の整備（改修を含む）にあたっては、上記の観点を考慮します。

③ 民間の施設について

その他、大規模な民間の施設等について、上記の観点を考慮を求めます。

④ 普及啓発について

市民の取り組み事例に関する情報を積極的に収集、発信し、普及啓発に努めます。

【5】具体の政策について

平成25年の全国都市緑化とっとりフェアの開催により生まれた有形、無形の資産を鳥取市として活用していくために設置された鳥取市ガーデンシティ推進本部において政策の検討、提案を行います。

以上